

○クロスボウ射撃資格の認定

(第9条の16第1項)

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の16第1項
処分の概要	クロスボウ射撃資格の認定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2(許可の申請)、第5条第1項・第5項(許可の基準)、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第9条(申請書の様式等)、第10条(申請書に添付する医師の診断書)、第11条(申請書の添付書類) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]